



熱供給事業の現状と 政省令見直しに対する要望事項

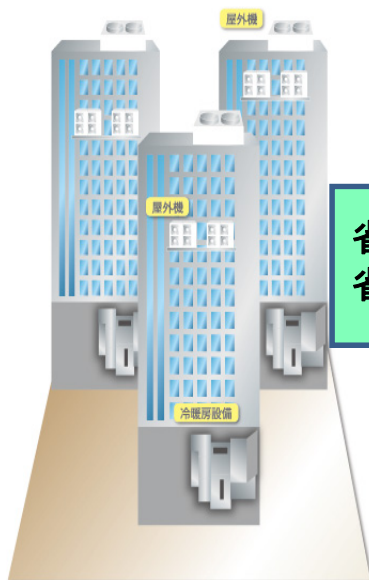
平成27年8月20日

一般社団法人 日本熱供給事業協会

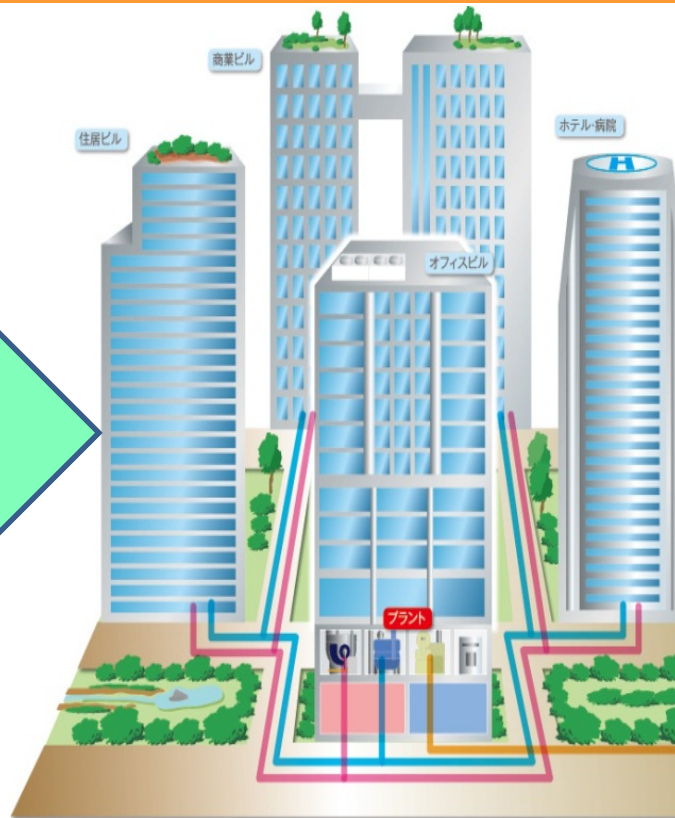
1. 熱供給事業とは



個別冷暖房方式



省エネ、省CO2
省スペース化等



地域熱供給方式 (地域冷暖房)

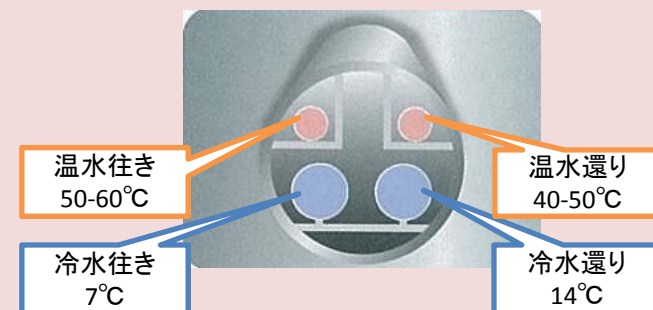
未利用エネルギーの活用



熱供給事業とは、地域冷暖房を行うために、

- 加熱もしくは冷却された「温水」「冷水」「蒸気」を
- プラントでまとめて製造し
- それらを熱導管によって
- 複数(2つ以上)の建物へ供給する事業

(＊加熱能力21ギガジュール/h以上)

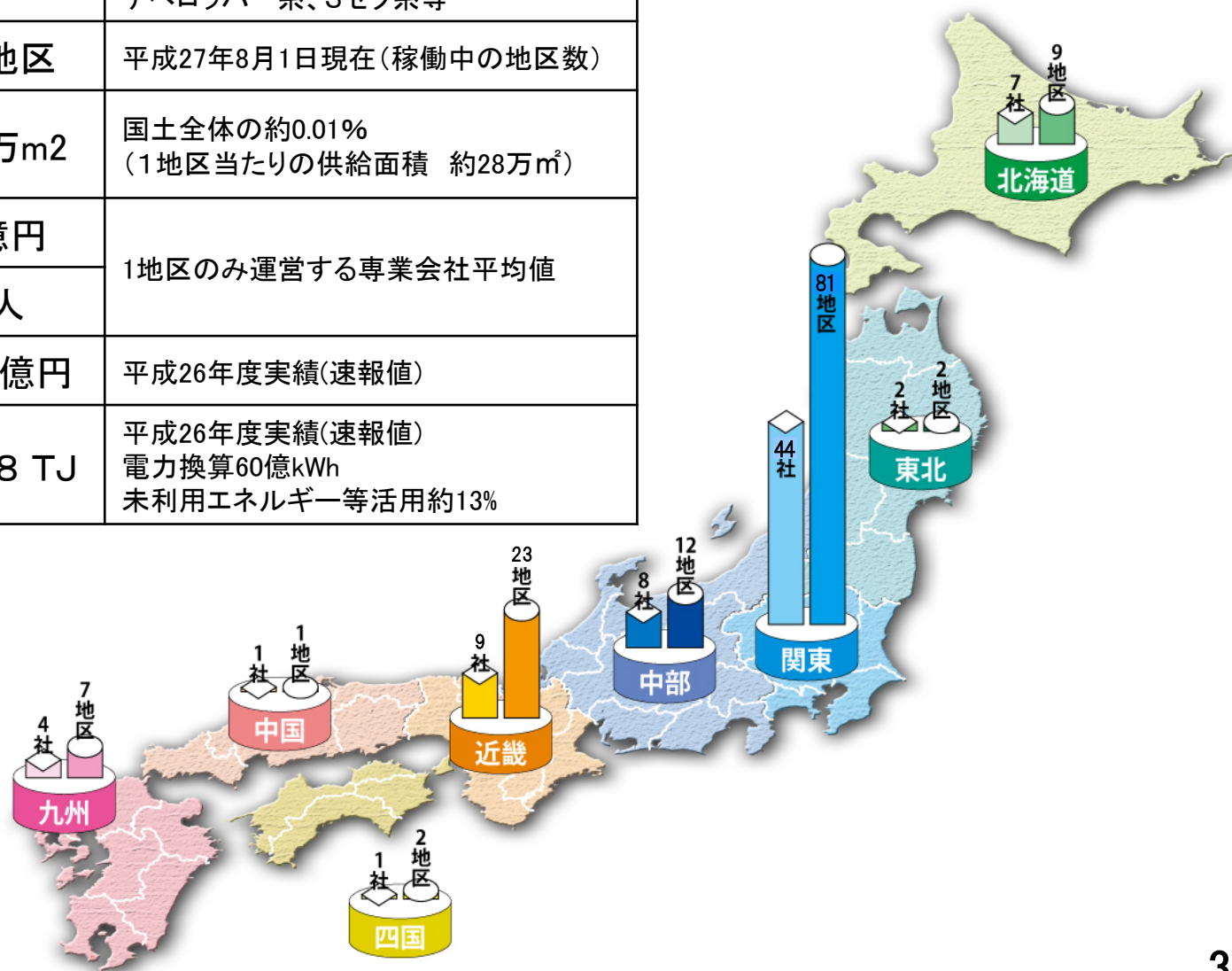


▲熱導管のイメージ

2. 熱供給事業の現状



項目	内容	備考
事業者数	76社	エネルギー事業者系、鉄道事業者系、デベロッパー系、3セク系等
地区数	137地区	平成27年8月1日現在(稼働中の地区数)
供給区域面積	39百万m ²	国土全体の約0.01% (1地区当たりの供給面積 約28万m ²)
資本金(平均)	8.3億円	1地区のみ運営する専業会社平均値
従業員(平均)	18人	
熱売上高	1,401億円	平成26年度実績(速報値)
販売熱量	21,608 TJ	平成26年度実績(速報値) 電力換算60億kWh 未利用エネルギー等活用約13%



3. 熱供給導入の効用

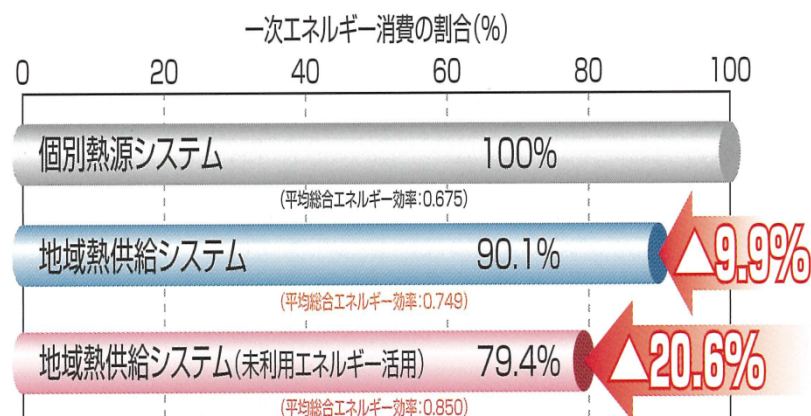


省エネルギー・省CO₂への貢献

- ・個別熱源システムとの比較で、以下の省エネルギーを実現

全平均 (実測値)	約1割の省エネ
未利用エネルギー活用型※	約2割の省エネ

※下水熱・河川水熱・地中熱やごみ焼却場排熱、
コージェネ排熱等を活用



省スペース・都市景観の向上

- ・建物側に熱源システム(熱源機、冷却塔、煙突など)が不要となることで、スペースの有効活用や景観の向上に貢献

地域防災(BCP強化)への貢献

- ・発災時(断水)に熱供給事業者の蓄熱水槽や受水槽の消防・生活用水(トイレ洗浄水等)への利活用が可能
- ・発災時(停電)に(コージェネ導入サイトでは)一定の電源を確保

4. 熱供給事業法改正に伴う政省令見直しに対する要望



法改正によりサービスの拡充や参入、創意工夫、運営がしやすい環境を作り熱供給事業の健全な発展を促進するよう、以下の点をお願いしたい。

- (ア) 「需要」や「供給」に関する事項は自由化により頻繁に変動するようになる可能性が高いため、基本的には区域全体の想定時間最大需要値、及び供給能力最大値を登録するものとし、それらの変動に対しては届け出とし「変更登録」は大幅（20%以上など）に変動するときのみとする。
- (イ) 登録する事項は、なるべく簡素化する。
- (ウ) 認可を受けた供給規程がなくなるため、供給に関する事項（温度・圧力等）は事業者側の記録保管に留める。
- (エ) 会計整理については、現在の2種類の会計整理を簡素化するために一般的な会社計算規則による会計も選択可能にする。
- (オ) 二重投資規制の解釈基準を明確化する。
- (カ) 準備期間確保のため「指定旧供給区域」の指定基準を早期に明確化する。

(参考) 熱供給事業法改正に伴う政省令見直しに対する要望



＜具体的な内容は以下のとおり＞

【改正法第四条（登録の申請）】

- ①「熱供給の相手方の熱供給に対する需要に関する事項」については、区域全体の想定時間最大需要値により登録するものとする。

【改正法第七条（変更登録等）】

- ②「需要に関する事項」の変更登録は、旧法の設備変更での大幅変更の基準値20%以上で最大時間需要値が変動することが想定される時とする。
- ③「熱供給施設に関する次に掲げる事項」について、供給能力の合計値とし、上記のような大幅な変更があった時のみを「変更登録」するものとする。
- ④単に熱源機の個々の取替え等の設備変更については、「変更登録」に該当しない取扱いとする。

【改正法第二十七条（報告の徴収）】

- ⑤温度・圧力などの供給条件を定めた「供給規程」がなくなるため、改正法第十七条（温度等の測定義務）は事業者側での記録保管に留める取扱いとする。
- ⑥改正法第十九条（会計の整理）に関連し、「熱供給事業会計規則」を用いず「会社計算規則」の規定に基づく「財務計算に関する諸表」を大臣へ報告することを選択可能にする。
- ⑦「毎年度末における主要な導管の設置状況」については、設備変更があった際に「変更登録」を行うものとする。